

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可取扱要綱

制 定 平成 15 年 1 月 1 日
最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

(目 的)

第 1 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 86 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは法第 86 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく許可（以下「法第 86 条第 3 項等の許可」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本制度の適正な運用を図り、もって土地の有効利用と市街地環境の整備改善に資することを目的とする。

(許可方針)

第 2 法第 86 条第 3 項等の許可は、地域の特性を生かし、周辺環境との調和のとれた良好なもので、法第 86 条第 3 項に規定する一団地、法第 86 条第 4 項に規定する一団の土地の区域又は法第 86 条の 2 第 2 項に規定する区域（以下「対象区域」という。）内の各建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、別に定める「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可取扱要綱実施基準」（以下「実施基準」という。）に適合しているものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ市街地環境の整備改善に資すると認められ、本市建築審査会の同意の得られるものについて行う。

また、本要綱の適用に当たっては、許可の趣旨に則り、総合的な判断に基づいて行うものとする。

(許可申請)

第 3 第 2 の許可を受けようとするものは、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 16 第 1 項に定める許可申請書及び大阪市建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号）第 3 条の 3 に定める添付図書のほか、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可申請の手続き要領に定める図書を提出しなければならない。

(事 務)

第 4 この要綱の実施についての事務は、計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

附則 この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 18 年 7 月 14 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から実施する。